

唐津市監査委員告示第2号

財政援助団体等における監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等における監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成31年3月15日

唐津市監査委員 岡 本 秀 樹

唐津市監査委員 熊 本 大 成

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果に係る監査結果を次のとおり報告する。

1 監査を行った財政援助団体等の名称

株式会社キコリななやま

2 財政援助団体等の内容及び監査方法について

株式会社キコリななやまは、旧七山村が 5,000 万円を出資し、平成 16 年 8 月に第三セクターとして設立された株式会社である。

今回の監査では、唐津市が出資している財政援助団体に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として監査を実施し、また、事務監査については抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から状況の説明を受けた。

3 団体の概要

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 主たる事務所の所在地 | 唐津市七山藤川 2270 番地 1 |
| (2) 設立年月日 | 平成 16 年 8 月 2 日 |
| (3) 基本財産（発行済株式総数 289 株） | 57,800,000 円 |
| (4) 設立の目的（定款記載の原文のまま） | |

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 市有林の管理運営の受託
2. 飲食店の経営

3. 農産物・林産物・水産物・畜産物の販売並びに加工・販売及び天然水の加工・販売
4. 農産物・林産物・水産物・畜産物及び加工品の受託販売
5. 食料品・菓子・清涼飲料水・酒類・煙草・民芸品・工芸品・及び日用雑貨の販売
6. 宅配便の取次業務
7. イベントの企画・運営に関する業務
8. 公共施設管理・運営の受託
9. 商品流通システムの調査・研究業務
10. 登録商標・著作権その他無体財産権の取得・企画・開発・保全・利用に関する業務
11. 前各号に附帯する一切の事業

(5) 事業内容

定款においては、設立の目的を達成するための事業として、11 項目の事業を展開することとなっているが、現状としては、市有林の管理運営の受託に加え、天然水の加工及び販売の 2 つの事業が主たる内容となっている。

(6) 役員及び職員数（平成 30 年 10 月 1 日現在）

代表取締役 1 名、取締役 3 名、監査役 2 名、職員 12 名（臨時職員を含む。）

4 唐津市との関係

同社は、平成 16 年に旧七山村において、第三セクターとして設立した株式会社であり、唐津市は、前項記載の基本財産 289 株のうち 250 株（資本金 50,000,000 円）を保有し、同社に対する株式の数（保有割合）に応じて取得した議決権数の割合は 86.5%である。

また、本市が所有する株以外の発行済株は 39 株で、本市以外の各株主における株保有割合はそれぞれが全体の 3%に到達しておらず、総会請求権さえないこ

とを含め、同社の経営に関しては本市が大きな影響力を持っていることは言うまでもない。しかしながら、本市の所管においては経営や資産債務の状況を的確に把握した上で、継続的かつ定期的に評価した指導、助言等が行われておらず、積極的な取組みが感じられない。

このような状況下、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき経営状況を説明する書類等が平成 30 年 6 月議会に提出され、平成 29 年度決算において債務超過であると報告された。現在は、この債務超過の結果を受けて、第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課通知）に基づき、経営健全化方針の策定が進められている。

今後、第三セクターの経営が悪化し、将来の経営改善の可能性がないと判断される場合には、地方公共団体は問題を先送りせず、早急に対処方策を検討すべきであるが、債権債務関係の整理に当たっては、当該地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担、あるいはあらかじめリスク分担を定めている場合にはそれによる負担を負うというのが原則とされるため、本市においては過度にその負担を負うことがないように注意しなければならない。

また、本市の所管においては、市の意向が同社の今後の経営方針を左右するものであること、財政的なリスクの要因の一つとして取締役には本市の職員が選任されていることなどを考慮すると、抜本的な改革が必要な第三セクターであるという事を真摯に受け止め、経営健全化に向けて早急に取り組むよう要望する。

5 監査の対象期間及び実施日

- (1) 対象期間 平成 28・29 年度
- (2) 実施日 平成 30 年 11 月 13 日

6 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 第三セクターの経営状況について

株式会社キコリななやまは、旧七山村有林の荒廃森林の健全な保全管理という理念の元に設立された第三セクターであるが、同社の定款の目的「3 団体

の概要(4)」では、公益目的を主とする事業ではなく、民間事業者が営む営業事業活動への批准が高い。

一方、事業目的に掲げられている市有林の管理運営における森林事業についても、同社が存する地区内には、森林組合法に基づき森林所有者等により設立された森林組合が存在するため、当該組合との間で本市有林の管理運営委託事業に対する競合により、受託事業量の確保が厳しい状況が続いている。

そもそも、人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢においては、地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の創出、公共性かつ公益性が高い事業の効率的な実施等が強く期待されるところで、そういった場合には第三セクターはそれらの実現のために有効な手段となり得るものであるが、同社の場合は、設立の趣旨そのものに競合する事業者が他にあり、公共性と企業性を併せ持つ同社の役割が曖昧なものとなっていると言っても過言ではない。

以上の事情のもとで、平成 29 年度の決算では、負債が資産を上回り債務超過となった。

今後、一企業として利益を生み出すような戦略に転換できなければ、経営改善への兆しは見え、利益準備金や積立金もないことから慢性的な資金不足の状況は続き、根本的な解決にはつながらない。

同社においては、自らの判断と責任より徹底した効率化・経営健全化についての取組を進め、もって財政規律の強化に努めることが必要である。

(2) 林業部門について

現在、林業部門における定款上の規定については、市有林の管理業務と限定的な事業目的となっているが、この定款を一部変更し、私有林の管理業務まで広げると収益の拡大への期待は見込めるものの、一方で、前号で述べた森林組合等をはじめとする他の事業者との競争が増すことは必至で、直ちに収益の増収につながるとまでは考えにくい。

また、現在の設備の老朽化等による資機材の更新については、佐賀県の各種支援制度を活用し、計画的に実施することなども検討すべきであるが、新たな

投資に対する効果と、それに伴う実質的な経営への財政的負担への影響については、慎重に試算していくことが必要である。

(3) 天然水部門について

天然水部門における収益性については、製造原価等の費用が占める割合が高く利益率が低い、一方で食品管理上のリスクは高い。実際に、平成 27 年度では、異物混入発生により前年度の粗利 2,848 千円に対し、102 千円と 2,746 千円も減少している。異物混入に関しては、品質等に関するトラブル発生の防止に努め、作業効率の向上を狙いとした備蓄水製造作業方法の改善及び人員配置の見直し、検査体制の整備・確立等により、平成 29 年度においては品質に対するクレームはほぼなくなっており、製品の品質保持に対する努力の成果が伺える。

他方、備蓄水の取引先において取引先自身が支給する原水の水質に関し、その成分の時間経過による変化の推移確認のため、当該備蓄水製造を見合わせることもあり、その結果、売上額が伸び悩むといった 1 つの要因が経営を左右する状況も続いている。

また、既存の製造プラントについては、既に老朽化していると考えられるが、現状では同社の資金不足等により、設備更新等は現実的に厳しい状況と考えられる。

(4) 会計経理について

ア 社会保険料の事務において、慢性的に納付事務が滞り多額の滞納金が生じた結果、平成 28 年度末では 5,846,636 円と多額の未払金が発生している。

当該滞納金については、分割納付等により平成 30 年度までには大部分が納付され解消しているが、当該滞納に係る遅延損害金の支払いが過大であり、会社経営に損失を与えているといった状態であった。

そもそも社会保険料や雇用保険料等は従業員からの一時預かり金であり、それを適正に処理せず会社の資金繰りの一部に使用されたことについては極めて不適切な処理である。このような滞納状況を数年間にわたり看過し

続けたという点において、経理体制の抜本的な見直しを図る必要がある。

イ 会計処理において、ここ数年減価償却費の計上がなされていない。減価償却費は、実際に設備を使用し始めてから決められた期間で毎期経費として計上するが、フリーランス等の個人事業主にあつては減価償却費は必ず計上しなければならないものの、会社の場合では会社として利益を出すために減価償却費を計上しない場合もあり、当該減価償却費の計上は自由裁量の部分がある。

しかしながら、減価償却費を計上しない貸借対照表は本来の姿ではなく、減価償却費の計上金額を抑え表面上の利益を出せば、法人税等を過大に支出することとなる。事実を曲げた代償が不要な税金といった余計な支出となることは会社の全体的な利益につながらず、自らメリットを放棄していることにほかならない。

また、減価償却費を計上していないのに新たな設備を購入すると、年間の計上すべき減価償却費は増えるという悪循環が生じ、その結果本来の利益の正確な把握が困難となり、貸借対照表そのものの信用性が損なわれる。このため会計事務においては適正な価額を計上し、処理することが必然である。

ウ 運転資金の調達として一時的な資金不足を補うため銀行等から短期借入金の融資を受けることがあるが、同社は会社として金融機関から追加融資を受けておらず、資金不足の場合には役員等から借り入れている状況であり、不安定な資金繰りの状況が続いている。

これらの慢性的な運転資金不足については、経営に直結する問題であることは言うまでもなく、長期債務の残高の償還とあわせリスクを十分に再認識し、適正な資金繰りに努め、早急に健全化を図るべきである。

(5) 経営責任の明確化について

同社の設立から今日に至るまで、本市から取締役として役員に就任させているが、本来、第三セクターは、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクターの経営責任は経営者に帰す

るべきものでなければならない。

当然ながら経営者は、第三セクターの経営が悪化した場合は、法的責任追及を受ける可能性を十分に認識した上で、その経営にあたることが求められているものであり、一方で地方公共団体は、本市の職員である取締役が損害賠償責任を負う場合に本市が国家賠償責任を負う可能性もあることから、当該第三セクターの内部における組織体制、責任、サービス、会計及び資金の管理又はその運用の経営上の重要事項について、あらかじめ当該地方公共団体としての指導・監督方針や基準を明確にしておくことが必要である。

今後は、同社と本市のそれぞれの立場における適正なリスク分担を行うことができるよう、取締役の就任については再考の余地があるものと思料する。

なお、第三セクターは公共性かつ公益性が高い事業を行うべき法人であるが、経営に関しては原則として当該第三セクターの自助努力によってなされるべきもので、公的支援は、性質上やむを得ない場合に限定されなければならない、支援の規模が安易に拡大しないよう努める必要があることを申し添える。